

社会福祉法人所沢市社会福祉協議会一般事業主行動計画（第6回）

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく労働者の権利や法令等の制度の周知を行い、利用促進につなげる。

<対策>

- 令和6年4月～ 社会保険労務士を講師に育児・介護休業法に基づき職員向けセミナーを開催するとともに、開催内容を周知する。（年1回）

目標2：全職員の有給取得率を40%以上にする。

<対策>

- 令和6年4月～ 定期的に有給の取得率を確認する。（半年に1回）
- 令和6年4月～ 管理職会議にて情報交換・改善が必要な所属に対しては改善策の検討を行う。

目標3：職員の福利厚生をより充実させる。

<対策>

- 令和6年4月～ 福利厚生に関する情報を職員に分かりやすく提示することで、利用者を増やす。
- 令和6年4月～ 新たな事業として、付加検診や乳がん・子宮頸がん検診の費用補助を検討する。